

## 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第4回）

令和4年3月28日

【鎌田座長】 それでは定刻となりましたので、また、皆さんお揃いになりましたので、ただいまより文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議第4回を開催いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染状況等も踏まえまして、オンラインを併用しての開催となります。

お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。今日は私、鎌田が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 事務局の中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の御確認をお願いいたします。オンラインで御出席の委員の皆様にはメールでお送りしておりますほか、文化庁のホームページにも掲載しております。

資料としては、資料1から資料4までございます。あと、参考資料として1から3までございますので、御確認をお願いいたします。もし不足等ありましたら、事務局までお願いいたします。

私からは以上となります。

【鎌田座長】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

まず（1）ワーキンググループの検討状況報告でございます。

私のほうから御報告をしたいと思います。スタッフワーキンググループと実演家ワーキンググループについては、1月までヒアリング等を別々に行ってまいりましたが、契約書のひな型等の作成に当たっては、共通する項目や内容が多いことから、合同で開催することといたしました。

前回の第3回検討会議以降、2回開催いたしました。本日は実演家ワーキンググループの主査を務めさせていただいている私のほうから御報告をいたします。

それでは、資料2を御覧ください。資料に書いているとおりでありますけれども、この合同会議においては、本日の資料3の別添となっている契約のひな型等について、活発な御議論をいただいております。

また、2回の会議以外においても、メール等で様々な御意見をいただき、それに対応しながら調整をしたというところがございます。

その結果、不可抗力のところは2案、案1、案2というふうに併記になっておりますが、それ以外の部分については、ワーキンググループの委員の皆様への御了承をいただいているということがございます。

ひな型の各項目については、取引の適正化、内容の明確化の観点、受注側である芸術家等を保護する観点とともに、実務上、無理や違和感がないかという観点も含め、関係法令や既存のガイドラインを参考にしつつ、記載ぶりについて調整をしているというところがございます。

改めて、ワーキンググループの委員の皆様については、この間の精力的な御議論について、私のほうから御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、経過としてはそういうことではございますが、ワーキンググループで検討した結果であるひな型については、具体的に資料を見ながらの意見交換がよいかと思いますので、引き続き次の議題に移って、そこで詳しく御意見をいただきたいと思います。

そこで(2)、検討会議のとりまとめ骨子(案)についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 それでは、私から御説明をさせていただきます。資料の3を御覧ください。資料3には、大きく3つの資料があります。取りまとめの骨子(案)、あと別添として2つでスタッフと実演家の契約書のひな型例及び解説の案となっております。

まず、検討会議のとりまとめ骨子(案)の1ページを御覧ください。

これまでの検討会議での議論を踏まえまして、検討会議の取りまとめとしてこのような構成を考えているところがございます。

大きくⅠのはじめにからⅤの実効性の確保のための方策までございますけれども、Ⅱでは、これまでの検討会議でいただいた御意見を整理して、契約上の課題を明らかにし、Ⅲではそれを踏まえた改善の方向性を示す。そしてⅣでは、契約において明確にすべき事項等を示しながら、ワーキンググループで検討してきましたひな型及び解説についても提示をしていく。Ⅴでは実効性の確保のための方策として、その方向性の提言をしていく。このような構成で進めていきたいというふうに考えております。

2ページをお開きください。今回、別添として、スタッフ及び実演家のひな型及び解説の案を提示しておりますけれども、これに関連する部分を中心に具体的内容を書いておりま

すので、かいつまんで御説明をさせていただければと思います。

まず、Ⅰのはじめにの3のところ、ガイドラインで対象とする契約関係についてですが、こちらは第1回の検討会議で提示がございましたけれども、文化芸術基本法の第16条に規定する芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係ということにしております。

その下ですけれども、4の関連する主な法令やガイドラインにつきましては、個人で活動する芸術家等が取引をする際には、独占禁止法や下請法、労働関係法令が適用される場合があること、これについては、フリーランスガイドラインでその考え方が示されておりますので、これを参照していただきたいという形にしております。

また、放送やアニメ等、既にガイドラインのある分野については当該ガイドラインによるものとしながら、このガイドラインも参考に、契約の書面化や取引の適正化を求めるという形にしております。

次に、3ページをお開きください。Ⅲの課題を踏まえた改善の方向性では、1として契約内容の明確化のための書面化の推進、2として取引の適正化の促進、この2つを改善の方向性として打ち出しております。

1の書面化の推進について、上から3つ目の丸のところ「このため」以降ですが、書面化を一層推進し、これまでの口頭による契約慣行を改善していく必要があること。その下の4つ目の丸では、各分野や業界等の実情に応じて書面化を推進していくことが求められるとしております。

5つ目の丸では、書面について、こちらは、全て押印したかっちりした契約書でやるというような方向性ではなく、メール等の電磁的な記録も考えられること、基本的な事項等をなるべく書面に残していくことが重要であるという形にしております。

2の取引の適正化の促進について、1つ目の丸の冒頭のところで、取引については原則、当事者間の自由であることを記載しております。

4ページをお開きください。上から1つ目の丸では、改善に向けて契約当事者間で業務開始前に条件等について協議、交渉が十分に行われることが重要であること、協議、交渉しやすい環境を整備していくことを求めています。

その下の丸では、芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど取引の適正化の促進を図っていく必要があるとしております。

次に、Ⅳの契約において明確にすべき事項等について、事業者等や芸術家等が取引に当た

って参考となるように、契約において明確にすべき基本的な項目や考え方、留意事項等を示すこととしております。スタッフや実演家を含めて芸術家等を対象としたものです。

内容については、ひな型等の作成にも関係することから、ワーキンググループにおきまして、ひな型等の検討と併せて御議論をいただいたものでございます。

基本的な項目として(1)業務内容から(6)契約内容の変更まででございます。これについては、別添でお示ししておりますスタッフ、実演家のひな型及び解説で取り上げている項目と同じにしております。

各項目のポイントについて、簡単に御説明をさせていただきます。

4ページの(1)業務内容では、業務内容は可能な限り明確にしておく必要があること、明確にできない場合であっても、その理由や明確にできる予定期日を記載する必要があるとしております。

5ページをお開きください。(2)報酬等では、報酬は専門性や権利の取扱い等を踏まえた適正な金額となるよう協議をした上で決定する必要があること、また、諸経費についても、その負担も含めて明確化する必要があるとしております。

(3)不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いでは、今回の新型コロナウイルスの経験も踏まえまして、受注者が一方的にしわ寄せを被ることがないように配慮すべきであること、このような場合の報酬の取扱いについて、契約段階で十分に協議をしておく必要があるとしております。また、報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えばということで列記をしておりますけれども、発注者、受注者の様々な事情を考慮して決定することが望ましいとしております。

一番下、(4)安全・衛生に移ります。6ページをお開きください。

安全衛生では、発注者は受注者の安全に配慮することが重要であること、また、事故防止対策の徹底等のために、安全衛生に関する責任体制の確立、作業環境やトラブル、ハラスメントの相談体制の整備等の取組が求められるとしております。また、受注者の事故等に備えて、費用の負担も含めて保険に関する取扱いについて協議をすることが望ましいこと、受注者の身体や精神的な安全確保のための取組が求められるという形にしております。

(5)権利では、創作や実演等によって生じる著作権や著作隣接権等の権利の取扱いについて、契約段階において協議して明確にしておく必要があること、対価の決定に当たっては、利用許諾や譲渡の範囲などを十分に考慮して、受注者の利益を不当に害さないことが求められるとしております。

7ページをお開きください。権利の続きですが、著作者人格権等の譲渡できない権利についても、その取扱いについて確認していくことが求められるとしております。

(6) 契約内容の変更では、文化芸術に関する業務は創造的な業務も多く、業務内容などを変更する必要性が生じるケースが想定されることから、あらかじめ円滑に協議に移れるように、契約内容の変更に関する取扱いについて記載をしておく必要があるとしております。

次に、2のその他の項目及び契約に当たっての留意事項についてです。こちらについては、これまで御説明いたしました(1)から(6)のほかにも、契約に当たって盛り込むべき項目として、例えば、ここにありますように広告宣伝、氏名表示、解除等の様々な条項が考えられますが、これらについて全て契約書のひな型に盛り込んで内容を示していくことは、共通的な項目、汎用性という観点で現実的ではないのではということなども踏まえまして、留意点を示す形にしております。それぞれの内容については記載のとおりとなっておりますので、御確認をいただければと思います。

8ページをお開きください。真ん中の下のところに所属事務所等と契約する場合の留意点を書いております。こちらについては、ワーキンググループの検討におきまして、実演家と発注者との間に事務所等の仲介者が関与している場合についても、契約内容の明確化のための対応を何らか促していくような示し方を検討してはどうかという御意見もございまして、それを踏まえて留意点として盛り込んでいるものでございます。

内容としては、受注者が所属する事務所等が契約当事者となって事業者等と契約する場合に、事務所等の変更に伴う措置に関する条項や保証に関する条項を設ける必要があること、また、契約内容についてあらかじめ受注者に説明をして協議する機会を設ける必要があるとしております。

次に、3の契約書のひな型及び解説についてです。こちらについては、ワーキンググループにおいて検討してきましたひな型及び解説に関する内容となっております。

9ページをお開きください。上から1つ目の丸では、ひな型で示す項目については、文化芸術分野における契約の多様性などを踏まえまして、分野共通的な項目や取引の適正化の観点から、先ほど御説明しました4の1の(1)から(6)の項目にしております。

また、契約自由の原則もございまして、参考例ということで、業務の内容等に応じて柔軟に工夫し活用していただきたいという形にしております。

最後、5の実効性の確保のための方策についてです。こちらについては、検討会議でこれ

までいただきました御意見などを踏まえまして、実効性の確保のための方策についてまとめていくところでございます。

大きく3つありますが、まず1つ目としまして、団体や事業者等に期待される事項では、文化芸術分野の各分野において、このガイドラインを参考にしながら、団体等が中心となって、それぞれの実情に応じて契約に関するルールづくりが行われることや、検討の場を設けたり研修会を開催したりするなどして、書面化や取引の適正化が図られることを期待すること、また、芸術家等が協議、相談しやすい体制を事業者側から整備していくことを期待するものです。

2つ目、芸術家等に期待される事項では、芸術家の方々が事業者等と協議・交渉ができる力を身につけたり、適正な報酬が得られるように協議・交渉を申し入れたりするなどの自助努力を期待するものです。

3つ目、適正な契約関係構築に向けた支援では、研修会の開催、相談窓口の設置、芸術系大学等での講座の実施などへの支援に取り組んでいく必要があるとしております。

次に、別添のスタッフ及び実演家のひな型例及び解説の案について御説明をさせていただきます。別添として2つございますけれども、内容はかなり似ておりますので、双方を並べて御参照いただきながら、お聞きいただければと思います。ポイントのみかいつまんで説明をさせていただきます。

スタッフの1ページと、実演家の12ページになります。

まず冒頭、3つ丸がございますけれども、スタッフについては、1つ目の丸で、このひな型例及び解説については、発注者と個人で活動するスタッフとの間の制作や技術等に関する業務委託契約としております。実演家については、同じく1つ目の丸で、発注者と個人で活動する実演家との間の出演に関する業務委託契約としております。

その下に2つ丸がございますけれども、こちらは双方同様の内容となっております、参考例であるということと、個々の状況に応じて活用していただきたいということです。

書面については、全て押印したかっちりした契約書というような方向ではなく、メール等の電磁的な記録も考えられること、基本的な事項を書面により残しておくことが重要であるとしております。

下のひな型例と解説の説明に移りますが、構成としては、各項目について、左側にひな型例、その右にひな型の内容に関する解説、そして、下部にひな型、解説の作成に当たって参考とした法令等について記載する形にしております。

以下、ポイントのみ御説明をさせていただきます。

まず、業務内容について、第1項は、具体的な業務内容を特定するために必要な項目を記載しております。第2項は、未定の事項がある場合について、いつまでに明確にするのかなどについて記載をしております。右の解説には、先ほど骨子案の本体で御説明をいたしましたけれども、業務内容から契約内容の変更までの各項目に関する基本的な考え方や、ひな型の内容に関して考慮すべきことなどを記載しています。

次に、スタッフの3ページと実演家の14ページをお開きください。報酬等についてです。

第1項は、報酬額に関する規定です。スタッフでは著作権が発生しない場合、実演家では実演のみで権利の取扱いが発生しない場合も想定されますので、それを記載しております。また、報酬に権利の対価が含まれているかどうか、あとは、契約段階において報酬額を定められない場合の取扱いについても記載をしております。

第2項と第3項は、諸経費として、交通費、機材費、衣装代など受注者が業務を行うに当たって必要となる経費について、その負担も含めて明確にしておくための規定です。第4項は、支払い期日に関する項目です。

スタッフの4ページと実演家の15ページをお開きください。報酬等の続きになりますけれども、第5項として、支払い方法に関する内容を記載しております。

次に、スタッフの5ページと実演家の16ページをお開きください。不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いについてです。先ほど座長からも御説明がございましたけれども、案の1、案の2として2つの案をお示ししております。

ワーキンググループの検討におきまして、どちらでいくか意見が収束しなかったことをごさいます、この2案について、検討会議の委員の皆様から御意見をいただければと考えているところでございます。

案の1については、第1項は、民法の規定も踏まえまして、原則的な考え方を記載しております。まず、当事者双方の責めに帰することができない事由のときには、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、一方で、中止・延期となった場合も、既に業務を実施していることも想定されますので、ただし書として、実施した部分があれば、それに応じて報酬を請求できるということにしております。

第2項は、中止・延期となった場合に、発注者が公演等のチケット収入等が一切なく、支払いたくてもその原資がないという場合も想定されますので、前項の規定にかかわらずとして、ここに記載しているような様々な考慮要素を勘案し、発注者と受注者が協議をして、

実際にどうするかを決定できるという形にしています。

案の2については、案の1の第1項の原則的なところは記載をせず、シンプルに不可抗力による公演等の中止・延期の場合には、様々な考慮要素を勘案して、発注者と受注者が協議をして決定するという記載のみにしてはどうかという案となっております。

次に、スタッフの7ページと実演家の18ページをお開きください。安全・衛生についてです。

第1項は、発注者に対して受注者への安全配慮を求める規定となっております。第2項は、個人で活動するスタッフや実演家の安全管理を誰が負うのかを明確にするために、安全衛生管理を行う者を置いて書面で通知することとしております。第3項は、スタッフや実演家の事故等に備え、保険に加入する場合の規定です。発注者が保険に入る場合とスタッフや実演家が保険に入る場合も想定されることから、分けて記載をしております。

次に、スタッフの9ページと実演家の20ページをお開きください。権利についてです。

第1項は、スタッフや実演家が業務によって生じる著作権や著作隣接権の取扱いに関して、利用許諾とする場合や発注者に譲渡する場合が考えられることから、分けて記載をしております。利用許諾に記載している内容は、記載例として捉えていただければと思います。

第2項は、著作者人格権や実演家人格権等の譲渡できない権利に関する取扱いについて記載しております。スタッフや実演家がこのような人格権を行使しないということ、そして権利を行使する発注者としては、スタッフや実演家の名誉等を害さないように配慮する旨を記載しております。

第3項は、スタッフと実演家で違った内容となっております。スタッフの第3項は、業務で生ずる著作物について、第三者の権利を害するようなものでないことを保障すること、もし何かあった場合には、スタッフの責任の下で対処することを求める規定でございます。

実演家の第3項は、曲を演奏するなど実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合に、誰がその権利処理を行うかを明確にしておくための規定となっております。

スタッフの第4項は、衣装や大道具のような、それ自体が財産的な価値を持つ成果物を納入するような場合に、その所有権について明確化しておくための規定となっております。

それでは、スタッフの11ページと実演家の22ページをお開きください。最後に契約内容の変更についてです。

第1項は、業務内容に変更が生じた場合に、円滑に発注者と受注者が協議、交渉に移れるようにするとともに、双方合意した内容について、その旨通知することを求める規定となっ



ております。第2項は、契約内容の変更に伴って、受注者の負担を勘案し報酬等を見直す規定となっております。

すみません、長くなりましたけれども、私の説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。それではこれから、今御説明いただいたことについての御質問、御意見をいただきたいと思いますが、何分大部なものでありますので、大きく2つに分けて御意見をいただきたいと思います。

まずは、ワーキンググループで検討してきた契約書のひな型等に関連する部分、資料でいうと骨子案本体のⅢの改善の方向性と、Ⅳの契約において明確にすべき事項、それから、別添のひな型例及び解説について、委員の皆様からの御意見をいただければというふうに思っています。

それでは、どうぞ自由にお手を挙げていただきたいと思います。

芦野先生、どうぞお願いたします。

**【芦野委員】** ありがとうございます。まず、細かい内容に入る前に、ひな型など、あるいは資料の4ページのところの「取引の適正化の促進等の観点から契約において明確に記載すべき事項」の中に、契約の終了についてですが、例えば一方当事者による契約の終了、例えば実演家などが、演出家などから一方的に契約を終了されてしまうような事例というのは考えられるかなという気がするのですが、そういう一方当事者からの中途解約のような話というのは、ワーキンググループの議論の中では出てこなかったでしょうか。

**【鎌田座長】** いいですか。事務局のほうで、一応触れているというかある……どうぞ、説明してください。

**【中山基盤強化室専門官】** こちらについては、8ページの留意事項で、途中解約に関する条項について触れておまして、内容としては、途中解約については双方に認めるのが公平であること、明確に定めることが望ましいとしております。

**【芦野委員】** そうすると、ひな型のほうには特に突っ込まないで、こういう留意事項という形でということですかね。取りあえず分かりました。ありがとうございます。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

いかがですか。前田委員、どうぞ。お願いします。

**【前田委員】** 骨子案の5ページの(3)のところなんですけど、不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いのところ、段落が3つあります。真ん中の段落は、これは契約

段階において十分に協議すべきだということだと思んですが、最終段落にも、この「十分に協議」という言葉が出てきます。最終段落の「十分な協議」というのは、文脈からすると契約段階における「十分な協議」じゃなくて、公演が中止になってしまった後の協議ということで、同じ「十分な協議」という言葉が使われているのですが、これは時期が異なっているという理解でよろしいでしょうか。

【中山基盤強化室専門官】 私のほうからお答えいたします。御指摘のとおりでありまして、真ん中の段落は、この取扱いについて、しっかり契約段階で考えておきましょうということ、3つ目の段落は、中止になった後の協議の話をご想定して書いております。

【前田委員】 ありがとうございます。

【鎌田座長】 その上で前田委員、何かございますか。

【前田委員】 単なる文章表現の問題なんですけど、第2パラグラフが「十分に協議し、契約書に記載しておく必要がある」で終わっていて、そのあと第3パラグラフの冒頭に「また、報酬の取扱いについて協議するに当たっては」と書いてあるので、この「協議するに当たっては」というところを見ますと、第2パラグラフの協議のことを指しているようにも読めてしまうと思います。しかし、その後を読むと、これは契約段階における協議ではないことが書かれているので、ちょっと趣旨が分かりづらいなと思いました。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、どういう表現が適切か検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 すみません、骨子のところなんですけれども、(4) 番の安全・衛生のところの6ページ目になるんですかね、上から4行目のところ、「受注者が高齢者や児童、未成年者の場合には」というところなんですけど、ごめんなさい、私どものスタッフの実情でいうと、今6対4ぐらいで女性が多くなってきていて、フリーランスの方もかなり女性の方が増えてきているんです。

当然ながら、危険業務を行っていく中で、法定でいうとかなりぎりぎりじゃないと配慮がされないというところがあるんですけど、当然、妊産婦になった段階でやはり配慮していく必要があるだろうというところがあって、もし可能であれば、これは「女性」と書くのは適切ではないような気がするので、「妊産婦」ですかね、の場合にはというところで、ちょっと一言足しておいていただけるといいのかなというふうに思っております。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。これに関連して何か御意見は、ほかの委員、ありますか。付け加えるということで。

これ、寺田委員、いわゆるフリーランスの方を対象にしてということですね。労働者だったら当然ですからね。

【寺田委員】 当然、我々は、従業員に関しても当然のことなんですけど、従業員外ということですか。

【鎌田座長】 はい。じゃあ、そのような方向でということよろしいですかね。

あと、ほかにございますか。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 すみません、私から2点ございます。まず1点目は、こちらの骨子のほうの5ページ目となります。(2) 報酬等に関しまして、上から2行目の「二次利用」と書かれていますけれども、この二次利用の意味について確認させてください。

まず、この二次利用というのは、実演家から発注者に対して権利を譲渡または利用許諾をする際、その使用範囲を限定して、譲渡等をする場合において、その当初定めた使用範囲を超える使用のことを指しており、その記載の趣旨としては、実演家等に対して、その範囲を超えた使用をした場合には、その対価も適切に還元させるべきであるということかと思えます。そういった趣旨から、二次利用の有無も適正な金額の中の考慮事由にすべきだということだと思いますが、その認識で合っていますでしょうか。

【鎌田座長】 これはまず、事務局のほうで御説明いただけますか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。委員から御指摘がありましたように、二次利用がある場合にはこれを報酬等に反映させていくことを考えているところです。内容については、例えば、実演家のひな型でいいますと、14ページを見ていただければと思いますが、解説の右の上から2つ目に、「報酬額は」とありますが、ここでも二次利用の有無などを十分に勘案し、適正なものとなっているか協議して決定する必要があること、その下のお書き以降で、二次利用も含まれてくると考えていますが、成果報酬のような形で別途追加報酬を契約上定めることもできますという形で書いております。

また、20ページの権利のところにも記載をしております。20ページの上から4つ目で、利用許諾とする場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのかを明確にしましょうと、その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用許諾を協議の上、追加報酬を設定することが考えられますとしています。

その2つ下のなお書きの「その場合は」以降ですが、いわゆるワンチャンス主義のところ  
で、その後の実演の利用までを念頭に置いた契約条件を決めておく必要があること、また、  
権利の対価としてではなく、契約上、別途成果報酬のような形で追加報酬を定めることもで  
きることを記載しており、これまでの委員からの御指摘やワーキングでの議論を踏まえて、  
こういう形にしております。

【佐藤委員】      ありがとうございます。続きまして2点目となります。2点目が、骨子の8  
ページ目、3、契約書のひな型及び解説、上から2つ目、「契約のひな型及び解説で対象とす  
る契約については」になりますが、スタッフと実演家という記載になっておりますが、第1  
回目から申し上げているとおおり、新しい形での実演家の方々についても記載すべきかと考  
えています。具体的には、ユーチューバーでしたりブイチューバーといった従来の実演家の  
形とは異なる方々は、実演家とスタッフの中間に当たる場合もあるかと考えています。たと  
えば、ユーチューバーは、自らで、自分たちが出演する動画等を作成しながら、自分たちも  
実演家として、同時にその動画に出演していることもあります。

その方々の場合は、実演家の契約書とスタッフの契約書を適宜合わせた契約書を使用さ  
れるかと考えますが、その点について一言触れていただけると良いと考えています。

理由としては、最近、純粋な実演家というよりは、ユーチューバーでしたりブイチューバ  
ーの方々のトラブルが非常に相次いでおります。ですから、そういった方々も今回対象にし  
ているということを明確に記載にしたほうが良いのではないかなと思っております。

以上です。

【鎌田座長】      ありがとうございます。今、佐藤委員からの御質問、それから御提案とい  
うことだと思います。この点について、皆さん、何か御意見ございますでしょうか。

塚口委員、どうぞ。

【塚口委員】      佐藤委員がおっしゃっていたようなスタッフ・実演家の両方にまたがる人  
というのは、ユーチューバー、ブイチューバーに限らず、既存というか既に活動されている  
ような方、例えば振付家で実演もされるダンサーの方とかそういった方もいらっしゃる  
と思うので、その記述を追加する場合には、そういった広範囲というか、ブイチューバー、ユ  
ーチューバーに限らず、「またがる場合には」のような記載にさせていただけるといいかなと  
思いました。

【鎌田座長】      ありがとうございました。

佐藤委員、そういった御趣旨でよろしいですかね。

【佐藤委員】 はい、問題ございません。

【鎌田座長】 あと、これに関連して。森崎委員、今手挙げました？

【森崎委員】 これに関連してではなく。

【鎌田座長】 では北村委員。

【北村委員】 北村でございます。今の御指摘の点なんですけど、実際上は2つの契約、ばらばらのものを言わば二重に結ぶと、どっちかが重複するのは無駄なので援用するという文言に置き換えちゃうという形で、やはりそれぞれが独立した契約というふう考えたほうが利用しやすいんじゃないかという気がするんですが、その点はいかがなんでしょうか。

【佐藤委員】 では佐藤から。振付師の場合については存じ上げませんが、いわゆるユーチューバー、ブイチューバーの場合は、1つの契約書で締結するケースが多いかなと思っております。

ですので、そういった場合については、こちらの今回の実演家の契約書とスタッフの契約書の条項を適宜合わせた契約書を1通作成し、締結するケースが、実務上多いのではないかなという印象を受けております。

【北村委員】 そうすると、結局3種類作るということになるんですかね。要するに、実演家用のものと、それからスタッフ用のものと、それから合同した場合のやつという3つになるということになりますか。

【佐藤委員】 一言こちらの骨子案において、実演家とスタッフの中間層があり、その場合には、実演家とスタッフの契約書の雛形を適宜合わせて使用する必要がある、との指摘をしていただければ、後は実務上で、実演家の契約書とスタッフの契約書を合作したものを作るかと思えます。検討会議において、合作したものを示すことまでは不要かと考えております。

【北村委員】 分かりました。

【鎌田座長】 よろしいですか。あとこの点につきまして、何か御意見ありますでしょうか。

【北村委員】 すみません、よろしいでしょうか。さっきの二次利用の点なんですけれども、二次利用を考慮して報酬額を決めようというふうになっていますけれども、必ずしも二次利用が発生するとは限らなくて、それを最初から考慮して報酬額を決めるということは、一般的に言うと考慮しないものよりは高額になっていく可能性が高いわけです。

だから当然に二次利用が入るのかどうかということを想定して、この書式の御提案があるのかどうかというのをちょっと確認したくて質問したのですが。

【鎌田座長】 この点について、佐藤委員、何か御説明はありますか。

【佐藤委員】 そうですね、それもワーキンググループでも、他の委員から指摘があったという記憶がございます。その際に、ない場合もあるため、二次使用の勘案する要素としては、そもそも「有無」というところから勘案しながら考慮するというところの記憶だと思っておりますが、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

【北村委員】 無というのは何ですか。

【佐藤委員】 基本的には必ず考慮するというわけではなく、二次利用が決定している場合については、それを考慮しましょうという趣旨になります。

中山さん、それでよろしいでしょうか。

【中山基盤強化室専門官】 ワーキンググループの議論では、二次利用が発生する場合、想定される場合について、考慮する要素として検討しましょうということだったと思いますので、そういう予定がないのにそれまで含めて考えるという話ではなかったと思います。

【鎌田座長】 ということなのですが、何かワーキンググループの委員の方で補足がありますか。

北村議員、今の御説明、いかがですか。

【北村委員】 考慮しなければ入らないというのは、それは当然のことだと思うんですけども、書式を考える場合に、二次利用が視野に入っているかのように書く書式というのはどうなのかと。

つまり、書式の原則的な形態としては、二次使用の入っていないものが作られていて、二次使用を入れるときはそれを考慮して、その文言も入れるし、報酬のほうにもそれが反映されるということではなければならないというふうな立てつけのほうが利用しやすいんじゃないかというふうに思った、そこからの質問でございます。

【鎌田座長】 これ、結構議論があったところですかね。

【佐藤委員】 私の記憶では、そういった議論もありましたことから、最初は、そもそも二次利用がある前提として、雛形において、二次利用を勘案すると明記していたところ、二次利用がない場合もあることから、そのような記載は雛形から削除し、解説のほうで、二次利用等がある場合については、それを考慮しましょうという形になったというのが議論過程でございました。

【北村委員】 ありがとうございます。

【鎌田座長】 ワーキンググループとしては、そういう考え方ということでありました。何か改めて御提案、何かありますか。北村委員から。

【北村委員】 結構でございます。

【鎌田座長】 はい。ほかにございますか。さっき森崎委員……。どうぞ。

【森崎委員】 骨子のほうで、先ほど大和委員が御指摘された部分の6ページの3行目の未成年のくだりの「その年齢などに応じた一層の配慮」というところに、「学業への配慮」が入るとよろしいかと思えます。

【鎌田座長】 すみません、よく聞こえなくて。

【森崎委員】 すみません、マイクをつけていませんでした。骨子の6ページの3行目の、未成年者の場合の「その年齢などに応じた一層の配慮」に、「学業への配慮」を入れていただけるとよいかと思っております。

未成年芸能従事者がなかなか学校に行きにくいなどの事例も出ておりますので、御検討いただければと思います。

【鎌田座長】 学業への配慮ということも付け加えることをしてはどうかという御提案ですが、いかがでしょうか、これについて、皆様。よろしいですか。何か御意見。

じゃあ、文言については、文章については少し私と事務局に任せていただくということで、そういう方向で付け加えたいというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。福井委員、どうぞお願いいたします。

【福井委員】 福井でございます。今日はオンラインとなりまして申し訳ございません。拝見いたしまして、大変な力作の検討、お疲れさまでございます。

それでは、幾つか気づいた点を、コメントさせていただきます。

まず、骨子でいうと7ページの、その他の項目のところではありますが、先ほどユーチューバーのお話も出ました。ユーチューバーなどを代表格に、海外の事業者あるいはプラットフォームなどとの契約も増加しており、今後はそこが大きな本丸になっていく可能性というのはあると思うんです。

そうすると、準拠法や管轄についての項目が、今、恐らくないのかな、どうでしょう。ないのであれば、相手国で一方的に指定されている場合、契約書に記載があっても法的保護が受けられない場合、あるいは、海外での法的手続を強いられてしまって、過剰な負担があるために泣き寝入りというような可能性も十分あり得ようかと思えます。これについて、規定

なり注意喚起なり、置いてもよいのではないかなというふうに思ったのが1点でした。

引き続き同じ箇所で、業務委託の契約が想定されているとはいえ、実際の社会には業務委託の形を取りながら、いわゆる専属、あるいは所属契約とかなり似たもの、あるいはそういう専属性につながるような条項を置いたものというのも少なからず見られるところです。

そこで、過剰な排他性の条件がされていないかということについて注意喚起をしておいたかと思いました。例えば、ほかからの発注を受けることについてかなり強い縛りがついてしまっている。ある程度合理的なものはあると思うんですけども、そこまで縛るのが果たして適正かと思われるようなものなどが、その例になろうかと思います。

以上が、まず骨子のところででした。次いで、よろしければ別添に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【鎌田座長】** お願いいたします。

**【福井委員】** 別添の3ページと、実演家もありますので別添の3ページなどと申し上げておきましょうか、先ほどの北村委員の御指摘にもあったところなのですが、私もこの二次利用を想定して、そしていわゆるフィックスドフィーですね、固定報酬のみというのが、使いづらいんじゃないかなというのは第一印象としてありました。

大事なのは、二次利用というのは確かに最初はやっぱり決め難いんですよね。全部入れ込んでオールライツを取ろうと思えば、それは対価を上げれば取れるわけですけども、対価が上がることは、発注者側にとってはやっぱりなかなか、使うかどうか分からないのに厳しい話がありますので、大事なのは、二次利用ができる自由さを持っている、それで、行ったときに報酬がどう決まるかという報酬の決定方法、これが明確になっていることじゃないかというふうに思うんです。

そういう視点が、解説ではちょっと目立たないかなという気もするんですけども、何か文案で示すか、それが難しければ解説に、二次利用における報酬の決定方法が記載されていることというのが一つ大事じゃないかなというような記載があってはどうかと思った次第でした。

また、同様にこのページだったと思うんですけど、経費の負担がございましたよね。この、2項と3項に、何々などの諸経費は甲が負担する、何々などの諸経費は乙が負担するというふうに、多分、2項と3項で並列して記載することを考えていらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、どちらかというとあまりやっつけてはいけないことというふうにされておりまして、これだと、この「など」にどこまでが含まれるかよく分からないので、結局、例



示列挙されていない部分の経費をどちらが負担するか曖昧になっちゃうんじゃないかなと思うんです。

そして、関わる経費というのは非常に実際には多いので、現場でよくやるのは、はっきり一方の負担と決まっているものはこの2項のような書き方をした上で、その他の諸経費は別途の合意がない限りは他方の負担というふうに、拾うような形、つまりバスケット的な規定にしちゃうわけです。それをこう、見ながら感じました。ただ、これは一応、コメントのみとさせていただきます。

次、長くなりましたが最後です。5ページなどですね、まさに不可抗力の場合で意見が分かれたということで、すみません、私、先ほど全部のコメントが聞き取れていないかもしれないので、的外れだったら申し訳ないのですが、案1のほうは、1項の後段でただし書以下で、「作業の割合に応じて請求できる」とあります。で、その案1の2項を見ると、「前項にかかわらず協議の上で決定できる」とありますね。かえって混乱しないかなとちょっと心配しました。これだと、本則どちらなのかなとちょっと分からないかな。

あれかな、1項に「ただし」と書いてあるからこっちが本則で、2項で、協議によって別途の決定をしない限りは1項の本則が適用されるという御趣旨なんですかね。

つまり、割合、プロラタでの払いということをただし書で本則的にしつつ、別途の合意があるときだけ2項が適用されるということなのかな。

ちょっとそれ、どうなのかなというふうに思ったのでお伝えしました。

長くなりました、以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。幾つか福井委員から御指摘を受けまして、まず準拠法の話ですね。これ、福井委員、準拠法の細かなルールについてまでここで書き込むという趣旨ではなくて、そういったことに注意を払うべきであるという、そういうような表現で入れたらどうかと、そういう御趣旨でしたかね。

**【福井委員】** はい、おっしゃるとおりです。大体最後のほうにぼっぼつとありまして、見逃してしまったり、何となくもう、こう書いてある以上変えられないのかなというふうに思いがちなんです。実際変えられないケースもあるのですが、変わるケースもあります。

これで苦しむというのは、もめ始めると現実問題としてどっとのしかかってくるので、注意喚起はしておいたほうがいいかなというふうに思った次第でした。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。次に排他性の話ですけども、これは契約の中に、言ってみればほかの事業者との契約をしてはならない旨の、そういったような排除規定と

いうのはよろしくないというか、そういうものを否定する、含んではいけないという、これは解説のところでのということですかね。

【福井委員】 まず第一に、含んではいけないという趣旨ではありませんで、排他性というのはコンテンツビジネスにおいては時として非常に基本的な要素になります。お互いに投資を行うわけですから。時間やお金、エネルギーの投資を行いますから、ある程度の独占性をお互い約束し合わないと成立しないことというのは多々あると思うんです。

ただ最近、これまた海外プラットフォーム系ですけれども、個人であるフリーランスに対しても、かなり、将来にわたって、第2期、第3期、第4期の仕事も、こちらが受けろと言ったら受けなさいねというようなことを義務づけていくとか、そういう、排他性に関わるような条項が見られています。

こういうものは少なくとも注意喚起をしておかないと、気づいてみたら5年縛られていて、その仕事は必ず来るならそれもいいんですけど、来るかどうか分からないのに5年縛られているみたいな、そんなケースも見られるものですから申し上げました。

ということで、注意喚起という趣旨でした。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

この2点目のところで、皆さん、何か御意見ございますか。

長澤委員、どうぞ。

【長澤委員】 今、福井委員がおっしゃった排他性、専属性の問題につきましては、フリーランスガイドラインのほうにも言及されていたと思いますので、それを参考にした形で、ここで少し触れておくということもいいのかというふうに思いました。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。入れるとすれば、その他のところに入れるという形かな。

大和委員、今、手を挙げられました？ 違いますか。

では注意喚起という趣旨で、今、長澤委員もおっしゃいましたが、フリーランスガイドラインも参考にしながらということでもよろしいでしょうか。

あと3点目が、今、福井委員がおっしゃった3点目は二次利用のことに関連して、解説のほうに報酬の決定方法も明確にする趣旨の文書があったほうがいいのかという、そういう御趣旨、御提案でしょうか。

【福井委員】 ありがとうございます。実際これ、大和さんもいらっしゃいますけど、芸

団協その他、団体協約、集中管理がされているときには、利用したらこういうふうには二次報酬が発生しますねということに記載する形態、多いですね。あれはやっぱり、実務の中から生まれてきた知恵ですね。というようなことが、モデルのうちの一つにはなろうかなというふうに思いました。

【鎌田座長】 大和委員、何か今のことで補足の御意見ありますか。

【大和委員】 今おっしゃったことと、先ほどの排他性の問題も含めて、利用について、先々まで譲渡を求めるようなこととというのがありますので、今のような感じで、規定されていないことは後で決められるという方式を決めるというのは、非常に必要なことだろうと思っています。

【鎌田座長】 では、福井委員がおっしゃった方向での、フォローする御意見だったというふうに思います。ありがとうございます。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】 今の点なんですが、当初二次利用が想定されていない場合において、二次利用がもしあった場合の対価の決定方法について定めておくというのは非常によく理解できるのですが、ひな型の中では、権利譲渡がされる場合も想定されております。二次利用があったら、その時に対価を支払うことを前提とした規定を置くというのは、全ての場合に妥当するわけではなくて、二次利用が想定されていない場合とか、あるいは利用許諾方式を取っている場合には、二次利用の場合の対価の決定方法を定めておく意味が出てきますが、権利譲渡の場合には、その決定方法が意味を持ってくるわけではないと思います。

以上です。

【鎌田座長】 書く場所とその内容についての、言わば注意すべき点をおっしゃったというふうに思いますが、どうですか福井委員、今、前田委員からの御提案がありましたけど。

【福井委員】 基本的に的確な御整理であろうと思います。実際には、著作権譲渡の形を取りつつ、その対価が将来の利用に係らしめられるような例もないわけではないとは思いますが、しかし、そこまで言い始めると複雑化しますし、整理の方向性として前田委員のおっしゃった形、分かりやすいんじゃないでしょうか。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

大和委員、何か付け加えることはありますか。

【大和委員】 いえ。

【鎌田座長】 いいですか。ありがとうございます。

あと、4番目に福井委員がおっしゃったのは、報酬の経費負担のところでありましたよね。

これ、私もしかして誤解しているかもしれませんが、発注者、スタッフ、それぞれ明確に負担すべきものはまず書いて、その上で「そのほかの」という記述にしたほうが的確ではないか、明確ではないかと、こういった御趣旨でしたか。すみません。

福井委員、どうぞ。

**【福井委員】** 私の言い方が多分分かりづらくて、申し訳ありませんでした。

おっしゃるような形もあり得ると思います。発注者の負担経費、受注者の負担経費、明記した上で、その他というふうに書く方法もある。

もちろん、これを2つに分けてしまう方法もあると思うんです。受注者の負担する経費は、例えば衣装代とレッスン代であると。これに対して発注者は、別途合意があった場合を除いて、その他全ての諸経費を負担するというように、一方、例えば発注者の側をバスケットにしちゃうとかね。もちろん逆もあり得ます。発注者が特定の経費を負担すると約束して、受注者をバスケットにするという形もあり得ると思います。

いずれもあり得ると思いますので、2項目に分けるか3項目に分けるかということになるかなと思いました。

**【鎌田座長】** これ、この提案についていかがでしょうか、皆様。いかがですか。

幾つか選択肢は示されていたかと思いますが、趣旨としてはある程度分かりますので、そういう方向で行きますか。何か事務局で確認しておきたいことはありませんね。

分かりました、ありがとうございます。

それから、不可抗力のところですね。これについてはそもそも両論併記になっておりまして、どちらを取るかということで、今、福井委員がおっしゃった、案の1の場合に原則が定められて、しかし、その後2項のほうで「にもかかわらず」ということで、幾つかの検討項目を挙げて、考慮要素を挙げて、そして協議をします。こうしたときに混乱が生じないだろうか、というような御指摘かというふうには思いますが。

これは、何と申しましょうか、まずは私がどちらを推すかということとはともあれ、私が案の1と案の2を改めて見た場合、確かに、案の1の場合には、1というのは民法の原則にほぼ沿ったような形で定められていて、2のほうというのは、恐らくこの芸能芸術分野での在り方、とりわけ発注者の収入が後からついてくるということを踏まえた現実的な対応というものを想定して2項というのでできているというふうと考えておりまして、そういう意味では、1と2のつながりがなかなか見えづらいのは見えづらいのかなという感じはいたしますが、

しかし、これはある意味では言わば原則と、それから、この分野での実態というものを想定して、ある種妥協的に、こういうふうな案の1になったのかなというふうに、私は理解をしております。

一方、案の2というのは、そういう現にある慣習といいますか、実態といいますか、そういうものを踏まえて、このような規定、要するに、様々な項目を踏まえて、言わば危険負担についての定めを置くということで、より今、現にある現実からいえば取りやすい方式のかなというふうに思います。

そういうことではあるのですが、ただ、この原則というものが、こういう形で置くことが、この分野での今後の在り方、あるいは今この案が、言ってみればパブリックコメント、これから議論になりますがパブリックコメントなんかで国民の目、いろんな方たちの目に触れたときに、どこまで共感を得られるかということでもあると思うんです。案の1、案の2にというふうに示したときに。

そういった観点で御議論いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

**【前田委員】** 今、座長から、この案の1の1項というのは民法の規定ほぼそのままというお話があったと思うのですが、確かに、準委任契約と考えた場合には、1項は民法の規定とほぼ同じになると思うのですが、請負と考えた場合には、必ずしも一致しないのではないかと、特にただし書の部分が一致しないのではないかという気がいたします。次のページ、6ページのところに民法の条文を挙げていただいておりますけれども、準委任だと648条が適用されて、648条の3項が、この案の1の1項のただし書に該当すると。

だけど、請負の場合の634条とは、若干やっぱり内容が異なっているのではないかというふうに私としては思います。そこで私は、案の2のように現実的な案を書いておくのがいいんじゃないかなというふうに思う次第です。

以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。今、民法の、私、業務委託契約という委任を中心に考えてきたというのはそのとおりであります。ただ、請負においても、634条をどう解釈するかということ、これは芦野先生にもお聞きしなきゃいけないことかもしれませんが、634条で、既に仕事の結果のうち過大な部分については、注文者は利益を受くときはその部分を仕事の完成とみなすということで、これは報酬請求権が発生するというふうに書いてありますので、既履行部分については、既に実行した部分で過大なものについては

一定の請求を認めるというような趣旨なのかなというふうに思っておりまして、そういう意味では、この案の考え方というのは民法の考え方に沿っているのではないかというのが私の理解でありました。

芦野先生、何か。芦野先生というのは、民法の専門家ということで、しかも請負の専門家ということでありまして。すみません、むちゃ振りしまして。

**【芦野委員】** いえいえ。今、鎌田先生のおっしゃったような解釈は十分成り立ち得ると思います。要は、注文者が受ける利益とは一体何だというところの解釈にはなってくると思うのですが、このような、履行が継続的に行われることを前提としているような請負においては、何か一つのことを、成果物を一度にきちんと完成させるということが必ずしも目的ではないわけですから、その途中途中で、様々な段階によって、その全体像をつくり上げていくようなイメージが想定されるような請負の場合には、途中で終了したとしても、やはりその時点で注文者側は利益を受けているという解釈は十分取れると思います。実際、争いになったらそこが問題になるとは思いますが、原則としては可能だと思いますし、かつ、このような請負契約、典型的な請負契約ではないこのような契約においては、基本的には、今、鎌田先生がおっしゃったような解釈が成り立つだろうと私は考えます。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

福井委員、どうぞ。

**【福井委員】** 今、前田委員のおっしゃった問題点は確かに存在しておりまして、これ、コロナ禍で特にもう、嫌というほど相談としても寄せられ、また現場の協議というのを行ってきた分野ですけれども、いざ実務に当てはめようとする、一体何をもって業務を行ったというのか、業務を行った割合って何のことを言っているのか、また、出演業務だとしても出演業務を行った割合って何のことを言っているのか。例えば、稽古はさんざんやって、本番ステージがなくなったときに、それは出演してないから出演割合ゼロなのか、それとも日数で割るのかというようなこと一つ取っても、要するに、簡単に当てはめなんかできないんです。

そういう場面になると現場は何をやるかという、要するにここの2項に書いてあるようなことをやるんです。ほぼ必然的にそういう話合いに入っていきます。

で、それをやりながらも、まあまあ、実際に働いた日数を勘案して、でも収入が入ってこなかったということも勘案して、中止決定に至ったのは一体どちら側が主に強く主張したのかなとか、そんなようなことまで勘案しながら取り決めていく。

つまり、実際起こったことはかなり2項に近かったかなという思いもあり、あるいは前田委員の御発言もあったのかもしれないと思うんですけども、その意味で、1項が書いてあっても、ただし書が書いてあっても、実際かなり近づくんじゃないかなという気はするんです。

ただ、何でお尋ねしたかというところ、1項と2項があると、この関係はどうなるのかなというのが、実はさっと読んだとき、私の理解力だとすぐには分からなかったんです。1項と2項の関係は何なのかなという混乱は生じない形がいいんじゃないかなというふうに思ったのが理由でした。

私からは以上です。

**【鎌田座長】**      ありがとうございます。

どうぞ。

**【北村委員】**      その点についてですが、私、現場から来た意見を聞くと、やはり公演がなかったからお金は払わないというふうに、実際上は収入がないわけですから払えないわけですけども、じゃあ払えないから払わないという結論に達するかということとそんなことはないわけで、実際には2項のような議論をやっているのが実情だと思うんですが、それはやはり実演家の方たち、あるいはスタッフの人たちに、それなりに稽古で時間を費やしたとか、そういう労力を使ったことに対して、それなりの対応をしておかないと、次の公演のときにうまくいかなくなると。その人たちの生活が成り立たないとかそういう問題もあってですね。というようなことを考慮するがゆえに、支払うという方向での話合いが成り立ってきたんだと思うんです。

ただ、私はこの条項のように2項をつけるということが果たしていいのか、つまり、2項をつけたことによって何か解決につながるのかということ、ちょっと疑問があるわけです。

つまり、2項があったほうが確かに請求しやすくなるし、話合いの土俵に乗りやすくなるということとは言えると思うんです。ただ、実際問題として、これがあるからといって、何か少なくとも片一方が満足するような結論に達するということは、まず、なかなか難しくてですね。

だから、これは本当は実は両方とも責任がないわけだから、これを第三者的にというか、例えばですけども国が補填するとか自治体が補填するとか、あるいは保険で補填するとかというふうな第三者的な補填の方法を考えざるを得ないのかなと。それを当事者の中で協議して決めるという前提そのものが見直されるべきではないかという気がしております。

感想だけでございますけれども。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

大和委員、どうぞ。

【大和委員】 今の御意見と福井さんの現場感覚の話はもうよく分かっておりまして、議論が2つに分かれた経緯というのはそこに一番あるというか、中止になったとき、主催者は払えないと。実演家、出演者サイドは、しょうがないとかなり思っているけども、残念だなという、そういう感覚に基づいていると。

それともう一つは、一部で、民間の事業者の場合、ほとんど払えないで、皆さんそういう状況になってきているので、それなりの納得感はあるけれども、例えば行政委託系の事業等については、支払いがなされるというような事実があると。そこら辺をどう踏まえておくかというような議論で、こういう流れになってきたかなと。

それをどう表すかというので2つの案になったんだろうとっておりまして、私も最後におっしゃった北村先生、どっちがいいのか分かりませんが、この問題というのはやはりセーフティーネットの問題がかなり重要になってくると思いますので、ここら辺をどう拾えるかと。この文書の中で書く話ではないんだろうと思いますけれども、この検討会が行われたということについての背景と、契約では解決できない課題として扱うというのは必要なかなとっておりまして。原則を書くというのはどちらかというとな事業者サイドの考え方が強く反映している部分があるでしょうし、何でももらえるものなら何とかしてほしいというのが実演家サイドの感覚を反映している。

だからこれ、1項と2項、1案を利用した場合、1項と2項をつなぐ分けにくさをどう解消するかという案があるかどうか、ちょっと私は法律家じゃないから難しくて分からないんですけども、それがあれば第1案のほうがいいんじゃないかなというふうな気がしますし、そのほうが現場に分かりやすく受け入れられるかなと。法律論を超えてですね。というような感覚をいたしました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。田栗委員、どうぞ。

【田栗委員】 今委員の先生方がおっしゃった意見というのは、現場でいろいろやっている立場からすると一々そうだなというふうに思うところが多くて、やはり、一つにはセーフティーネットの問題として、これは契約の中に落とし込んで、当事者間で解決し切れない部分があるんじゃないかというのはずっと思っていたところです。



ただ、今回こういった形で検討会議を立ち上げているという趣旨からすると、こういうキャンセルの問題について、当事者間でもできれば協議しやすいような仕組みをつくっておくということに意味があるのかなと私は思っておりましたので、こういう形で、ひな型の例として挙げるというのも一つの道であろうというふうに考えております。

それで、案の1、案の2とあるんですけども、一応不可抗力と言われる場合にも、今回のコロナのように、当事者間両方とも痛んでいるような、こういった長期間にわたるものもありますし、それから台風とか地震で偶然の一過性の場合もあるということを考えますと、何らかの原則的な形を一回は示しておいたほうがいいんじゃないかということで、この案の1で原則論は一旦示しておくほうがいいんじゃないかと私は今思っています。

ただ、論理的にこの1項と2項がどういう関係にあるのかというところは、ちょっと私もすぐ分からないので、そこは専門の先生方にもいろいろと御意見をいただければと思います。

以上です。

**【鎌田座長】**      ありがとうございます。

ほかに、この点について御意見ございますか。

芦野先生、どうぞ。

**【芦野委員】**      今の田栗委員の御発言とほぼ同じではあるのですが、ここの部分に関連しては、今回の参考条文では挙げられていませんが、雇用契約の中でも、やはり割合的報酬支払の条文というのは新しく作られました。今回の2017年の民法改正に当たって、役務提供型契約の中で、役務提供下型契約の全てにおいて履行の割合に応じた報酬の在り方というのがかなり検討されて、全ての類型においてその原則を示そうということで、雇用でも、請負でも準委任でも、同じような、履行の割合に応じた報酬は支払うのが原則であるということが明記されていることからすると、やはりこのような形で、まず原則論をきちんと示しておくというのは重要ではないかと私も考えます。

**【鎌田座長】**      ありがとうございます。

ほかにございますか。

森崎委員、どうぞ。

**【森崎委員】**      どちらの案がということに関して明確には言えないのですけれども、実演家といたしましては、やはりこのコロナ禍で、生活費に困って貯金を崩したという方が7割以上いらっしゃいます。発注側の方と違って実演家は収入がもともと低く、フリーランスであることでかなり生活基盤や事業基盤が脆弱であることを勘案していただいた上で御検討

いただけたらと思います。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

不可抗力のところは、ワーキンググループでも同種の議論が積み重ねられておりまして、意見としてはかなり煮詰まっているかなという感じはいたしますが、改めて、なかなか難しい問題だなというのが私の実感であります。

今日ここで解決するというのも、この点についてどちらかを選択するというのも、この部分については難しいかなというふうに思いますので、さらに検討を加えていきたいというふうに思っています。

ほかの部分でどうでしょうか。

森崎委員、どうぞ。

【森崎委員】 骨子の3ページになります。2ページから続く「文化芸術分野における契約の課題」の1「文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由」の、3ポツ目に、「文化芸術分野特有の空気など」がございます。

これは感覚的に非常によく理解できますが、芦野委員が1回目の検討会るとき実演家の役務の特殊性について「創造的役務」という言い方をされていらっしゃいました。

これは非常に特徴をつかんだよい言い方だと思っております、実演家は時間をいとわず役づくりをしたりすること、待ち時間が多いこと、こういったことで、どこからどこまでが労働時間だか分かりにくい一方、発注側の方も、契約の開始や終了が定めにくいなどという論点が、ワーキンググループで出てきたと思います。

今後、この役務の検討をまずすることで、いろいろなことの解決の糸口につながるのではないかと思いますので、どこかに「創造的役務」という言葉を入れていただくと、よいのではないかと存じます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、森崎委員は、この骨子案の、今、触れている3と4、あるいは契約のひな型以外のところでの御議論、御意見ということですかね。

【森崎委員】 はい、そうです。

【鎌田座長】 はい。芦野委員、すみません、御意見いただきたいと思うのですが。どうぞ。

【芦野委員】 今の森崎委員の御発言とは関係のないことになってしまうんですが、よろしいでしょうか。

【鎌田座長】 ちょっと待ってください、ごめんなさい。

森崎委員、これ、創造的役務ですかね、という、これ、言葉の意味も含めながら、今日の議論の中では、そこに集中した議論というのはしていなかったもので、次回また御議論いただければということによろしいですか。

【森崎委員】 はい、承知しました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

芦野委員、どうぞお願いします。

【芦野委員】 すみません、少しこだわるようなのですが、一番最初に発言いたしました中途解約のことなのですが、もう少し明確に、ある程度ポイントを書いたほうがいいのではないかというふうに思っております。

相互に認めるのが公平であって、一義的かつ明確に定めることが望ましいというのはそのとおりではあります。しかしながら、これは契約自由の原則の、自由で対等な当事者間での取引を前提としていることでありまして、それは非常に重要であります。

一方で、今このようなかかり高度化した取引においては、そのような対等な立場をいかに創出していくかということが、このようなソフトローの場面、あるいは解釈の場面では重要ではないかと考えております。

つまり、完全に対等な立場に立てるような下地をつくることと同時に、対等な立場でないときに、そこの部分をいかに排除するか。

例えば、不当な拘束が一つは考えられるかと思います。例えば不当な損害賠償条項などを契約の中に取り込むことによって、一方当事者の自由な中途解約がしづらい状況がつけられてしまうような場合。一方で反対に、不当な終了を認めてしまうような場合。例えば、個人的な気に入った、気に入らないということで、途中で役員従事者が解約されてしまうようなおそれというのは十分考えられると思います。

このような取引は、ある種継続的な契約、取引関係だと考えていいかと思いますので、そうなってくると、従来賃貸借で言われているような信頼関係破壊の法理——これは、信頼関係破壊の法理というのは2つの考え方があるのですが、1つは、信頼関係が破壊されない限り、そう簡単には解約できないというものと同時に、一方で、信頼関係が破壊されたというような状況があれば解約できるんだという両方の側面を持っていますが、ただ、これを考えるに当たっては、これまでも判例理論などで様々な要素を組み合わせで検討されています。これは賃貸借に限らず、業務提携であるとか代理店契約などでも慎重な議論がされています。

そう考えてきますと、この中途解約に関する条項について、もちろん、まさにここに書かれていることはそのとおりではあるのですが、この程度の注意だけでは、やはり対等な立場をつくり出すということが難しいのではないかという気がします。

そのためには、やはりどちらかというところと適切かつ丁寧な説明を必要とするような、役務従事者に向けて、こういう場合があり得るんだということをどこかで示したほうがいいのではないかと私は考えます。

以上です。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。途中解約についてももう少し——もう少しというか、もっと実演家やスタッフの側に立った丁寧な説明をするという、注意喚起が必要だということと、今、芦野委員は、さらに細かなルールも含めてというようなことだったのですかね。

その細かなルールということになると、実は私も、この中途解約については少しいろいろと考えてみたところがあるんですが、事務局なども含めて考えたのが、実は利害状況ってなかなか難しく、どういうふうに整理をしたらいいのかというのは、実は私なんかはなかなか見えてこなかったということで、こういう、芦野先生からするとちょっと腰だめといえますか、やや引いたような表現になっているんじゃないかということだったのですが、ほかの先生方、いかがでしょうか。

中途解約にあって丁寧な説明を発注者がするというのは、これは注意喚起としてはいいのかなというふうに思いますけど、具体的にどのようなルールというか、それはなかなか難しいかなというのが私の第一感だったものですから。

**【芦野委員】** 例えばこれまでで裁判例でも問題となったような、例えばアイドルなどが不当な損害賠償条項を入れられてしまうことによって、自らなかなか辞めづらくなってしまふ、そういう問題があるんだということを示すとか、あるいは一方で、演出トラブルなどから出演者のほうが途中で辞めたことによって、それで演出家あるいは制作者のほうから損害賠償を求められていて、それは実際、裁判では中途解約が認められた例があるとか、そういうようなものを、どこかポイントとして示すのはいかがでしょうか。そういう、具体的な裁判例でこういうのがありますよ、だからそれに注意してくださいというような形で。

**【鎌田座長】** 今、芦野先生がおっしゃった裁判例って、マネジメント契約に関連してのものじゃなかったですか。出演契約というよりは。

**【芦野委員】** すみません、2つ目のほうは、これは出演契約に関してです。1つ目のほうは、どちらかというところと事務所との専属契約とかですが、ただ、同じような議論は十分成り立

ち得るかなというふうには考えますが。

【鎌田座長】 今、そういう具体的な裁判例を例に挙げての御説明だったと思うんですけども、どうでしょうか。何か御意見ございますか。

福井先生、どうぞお願いいたします。

【福井委員】 これは参考までにお伺いできればなんですけれども、芦野先生は今、アイドルとそれから制作者・演出者というのを対置的におっしゃったように思うんです。

この場合、この制作者・演出者のイメージというのは何なんでしょうか。会社ですか。制作者・演出者はフリーランスのスタッフである可能性というのは、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

【芦野委員】 すみません、アイドルの問題と2つ目は別の話でして、2つ目のほうは、制作兼演出者と出演者の裁判例のお話です。

【福井委員】 私の質問は変わりませんで、それは、その裁判においてはどういうケースだったかは分かりませんが、制作者や演出者というのはフリーランスとして個人の可能性があって、個人間の契約が発注・受注の間でもあり得るということについては、この場ではどんなふうなお考えで臨まれていらっしゃるのでしょうか。

【芦野委員】 私の申し上げたかったのは、基本的にはここに書いてあるような、中途解約というのは発注者と受注者との間で相互に認めるのが公平であると。これがまず前提であるということ間違いなさだろうと私も思います。

そうだったときに、そうすると、一方の当事者が何らかの理由に基づいて中途解約をしてしまった場合に、損害賠償請求をされるおそれがあると。そうなってくると、中途解約が実質的にしづらくなってしまったりとか、心理的に圧迫を感じてしまったりできなくなってしまうという可能性もあり得るだろうと。果たして、じゃあそのような損害賠償条項が契約書の中に入れられたときに、それが有効かどうかという観点でお話をしております。

【福井委員】 つまり、大事なのは両者が対等であるということですね。

【芦野委員】 原則としてはそうです。はい。だからこそ、不当な損害賠償条項などというのは認められないんだということも示したらどうだろうかということですね。

【福井委員】 発注者と受注者を対等な立場で考えてという前提でよろしいですか。

【芦野委員】 はい。

【福井委員】 了解しました。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、中途解約の問題と、プラスそれに基づく損害

賠償請求の問題を提起されて、しかも、当事者が誰であるかということによって、いろいろ多様な場合が考えられるということであるかと思えますので、問題提起ということで受け止めさせていただきたいと思えます。

先ほど言いましたように、利害関係といえますか、判例についてはもちろん、今御説明いただいたとおりにかと思えますけども、もう少し私のほうでも調べさせていただきたいなという感じがしておりますので、今日のところは問題提起を受けたというようなことでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。佐藤委員、どうぞ。

**【佐藤委員】** 今のところを少し補足させていただきます。ワーキンググループでは、途中解約について、記載はありますが、当初、芦野委員指摘のとおり、違約金条項の存在により、途中解約の妨げにならないようにするべきであるとの議論もあったのですが、それは損害賠償に関する条項で、注意を促し、不当に高くないようにというところで配慮しましょうという議論になりました。実際、実演家が出演契約を解除するときに、不当に高い違約金を請求されたり、高額な損害賠償が請求されたりすることがあります。

確かに、発注者側に不利な時期に契約解除をされた場合に、発注者側に著しい損害が生じることもあるかと思えます。もっとも、これは芦野委員のご指摘のとおり、不当に高い違約金等を請求することで、それが受注者としての実演家の契約解除を事実上制限するということはあってはならないと思えます。

ただ、法律上は、出演契約を準委任契約と解した場合ですが、契約の解除は認めつつ、実演家は、発注者にとって不利な時期に契約を解除し、発注者側に損害が生じた場合には、原則として、その損害を賠償しなければならないということになりますから、その点については、損害賠償に関する条項において、不当に高くないようにするという注意事項を設けることによって、バランスを図ろうという議論がありました。そういったところがワーキンググループで話になったかと記憶しております。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。

ということでございます。ほかのところではいかがですか。

大和委員、どうぞ。

**【大和委員】** 1点、ひな型の3ページなんですけれども、ここの考え方、発注者はスタッフに対して消費税の転嫁拒否をしないようにする必要があるということが書かれていて、この問題は今後のインボイス導入で問題になってくるだろうと。個人のフリーランスでこ

の問題をちゃんと理解している人はまだ非常に少ない段階なんです。

それで、この記述は実演家にいわゆる消費税課税事業者になるように推奨するものなのか。

要するに、課税事業者にならないという選択もあって、これ、今後どう考えたらいいのかと。内部議論もきちっとできていないので、ここをこういう書き方だけで、現段階でいいのかどうかと、ここでさらっと出ていて、まだ悩んでいるところなんですけど。

寺田さんも御意見あるだろうし、多分、課税事業者にならない人もかなり出てくる可能性があるんじゃないか。課税事業者になる人は推奨してもらったほうがいいんですよね。転嫁をちゃんと上乗せして請求するということができるように。

全員が課税事業者になればと推奨されているように取られかねない。ちょっとそこら辺の、皆さんの、現場の方の御意見も伺ったほうがいいかなと思っただけの発言です。

【鎌田座長】 寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 中小企業庁さんに御指導いただいているところでございまして、これ2つ、ちょっとタイミングを考えなきゃいけないんですけども、1点目が、今、我々が中企庁さんのほうから御指導いただいているのが、8%から10%になったときの転嫁についての御指導をいただいています。

なので、その部分までのところであれば、今日現在でも、この転嫁という問題はまさに冷や汗をかいているところなので、必要なところかなと。

そもそもでいうと、私どもの業界は、大和さんが言ったように免税事業者だらけなんですよ。なものですから、私ども発注者側のほうも、どうせ払わないんだから消費税なんていうものはないでしょうという前提の中で実は来ていて、私どもが使っている税理士もそんなようなニュアンスだったんですけど、ここへ来て結構御指導いただいて、いや、そういうことは関係ないと。相手が免税事業者であろうが、あなた方は消費税を払わなきゃいけないんだよというルールを聞いて、うちの税理士はそういうものだという税理士だったのでよかったですけど、全国いっぱいある中ではほとんど、多分半数ぐらいのところは、どうせあの人たちは払わないんだから、社長も払わなくていいですよと御指導している税理士も、実際問題いるというところなんです。

そこで転嫁の御指導を今いただいている、是正をしているというところなので、そういう意味に立っていくと、別にここの部分に関しては整合性が僕は取れると思うんですけど、今、大和さんが言った2点目のところでいうと、この先のインボイスですよ。ここの部分で、

免税事業者になるのが課税事業者になるのか。免税事業者のままでいくとするならば、その消費税分は値引いていいのかどうか。それが転嫁という表現になるのか、いわゆる買ったときとかですかね、優越的地位の濫用になるのかちょっと分かりませんが、そうなのかと。

公正取引委員会のQ&Aも出ていて、一応、話をすれば下げてもいいみたいなニュアンスだったんですけど、僕もなかなか、そのニュアンスが取りにくくて。あそこのホームページの書き方だと。

なので正直、これから先、インボイスということが入ってきたときには、ちょっとこれだけでは、この1行があることで値段交渉ができなくなる可能性もあるので、そこはいろいろ行政のほうの御指導をいただきながら、そのタイミングでまた変えていく必要があるのかなとは思っていますけれども、ニュアンスのところでは2つあるのかなと思います。

以上、御指導いただいている対象としてのお話でした。

**【鎌田座長】** 寺田委員としては、大和委員もそうだけれど、今の段階ではないほうがいいという、そんなニュアンスで。

**【寺田委員】** いや、あっていいんですけど、今のタイミングだったら、僕はこの書き方で全然問題ないんです。ただ、インボイスが入ってきたときには、この書き方だけだと誤解を招く可能性はあるだろうと思うので。ただ、来年の話なものですから。インボイスが。

**【大和委員】** 近いんですね。

**【寺田委員】** はい。なので、そこのところ書きぶりは、言われてみると、という感じですかね。

**【大和委員】** 実演家の場合、免税事業者、1,000万以下の方が多いですから。

**【寺田委員】** スタッフも一緒ですね。

**【大和委員】** そこに、いわゆる消費税課税事業者の選択を迫られると。逆の意味でね。悪い意味で。ちょっと微妙な問題が今あって、内部でいろいろ検討を始めているところなんです。どうしたもんかなと。

**【鎌田座長】** だから、そこにうまく中立的な表現があればいいんだけど。

**【寺田委員】** そうですね。ただ、何となく、まだ公取さんのホームページを読んでいても分かりづらいところがいっぱい、正直あって、僕らもどうしていいか分からない状況なんです。価格をある一定、転嫁じゃないんですけど交渉していいのかどうか。交渉していい、みたいなことは書いてあるんですけど、でも、その後に出したリーフレットみたいなのだと、



そういうのはしちやいけませんよみたいなことが書いてあって、一体これはどっちが本当なんだろうとか、ちょっと分からないので、何とも、どうしていいかという状況ですかね。

【鎌田座長】 今、寺田さんは、要するにインボイスが導入された後を考えて、この文章があることによって選択肢が狭まるという格好なんです。

【寺田委員】 そうなんです。一概に値段を押しつけてはいけないけれども、相談はしていい、みたいな書き方なんですよね、ざっくり言っちゃうと。公取さんの文章を読むと。

なので、本当にそれを相談してよいのであれば、この「転嫁拒否をしないように」となっちゃうと、その交渉自体をしてはいけないということになってしまうので、ちょっと我々、消費税を負担する側としては重くなってきてしまうという部分はあるんですけども、今現時点の、8%から10%の部分で御指導いただいている部分に関してはまさにそのとおりなので、この文章で全く問題ない。

だから、今日時点から来年までに関しては、正直この文章があることの必要性は僕はあると思っています。

僕らも本当、どうしていいか分からない状況なんです、インボイスに関しては。

【鎌田座長】 いずれにせよ、ただ、この後、検討会議は4月かな、あとスケジュールになるけど、その時点でもまだ未定だよ、多分。

【寺田委員】 未定ですね。多分これ、相当、これから先も何転もするような話なのかなとは思っているんで、僕らも、セミナーをやりつつも、「まだまだ変わると思います、じゃあ」みたいな感じでセミナーを終わらせるようなことが多い事案です。

【鎌田座長】 この解説文というのは、言わばひな型との関係で必須なのかな。どうなのかな。

【寺田委員】 ただ、今日時点において、これがいつ出されるかによってだと思んですけど、それがインボイスの前であれば、やっぱりこれはあって、今まさに中企庁さんから御指導いただいているところなので、やはり入れる意味は僕はあると思うし、かなり僕らも、目からうろこじゃないですけど、その業者が全国的にあまりに多かったところはあるんですよ。なので、御指導いただいてよかったです。

これ、インボイスが入ってから御指導いただいていたら手に負えなかったと思うので、そういう意味ではフリーランスに対して、やはりそういうことを啓蒙していくというのは、僕はいいいことかなと思っているので、今ある文に関しては、削る必要は僕はないと思っています。

ただ、大和さんが言うように、僕もそうです、ただし書で、インボイスが入ったときのことは、これからもう一回要相談というところですかね。

【鎌田座長】 まあ、ある程度導入された後で、運用のレベルでどうなるかというのは分からないので。今おっしゃったように。それをいろいろあれこれここで想定しても難しいと。現状においては、これはこうでいいということですよ。

【寺田委員】 はい、おっしゃるとおりです。

【鎌田座長】 だとすると、まあそういうことなのかなというふうに。というふうに私は思いましたけど。

【寺田委員】 先生、なので、ここでというよりは、インボイスが出たときに、また文化庁さんとしてどういうような、フリーランスとか、文化芸術に関わる、我々がどう対応するかという、また別の議論になってくるのかなと思うので、今回お出しするのはインボイスの前に恐らくなるでしょうから、これはこれで入れていただいて。ただ、そういう検討事案があるということだけ省庁の皆さんには御理解いただいて、次の検討課題で解決してもらえるといいかなと思っています。

【鎌田座長】 文化庁としては、そこを俄かにはお約束できないと思いますけど。

【寺田委員】 ごもつともです。

【鎌田座長】 まあ、しょうがないというか。今日のところは、取りあえず現時点での、現行の法制の中ではこれで問題ないということでは確認いただいたと。

大和さん、それでよろしいですかね。

【大和委員】 問題提起として、ちょっと問題があるよという紹介だけさせていただきました。

【鎌田座長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、時間も大分過ぎておりますので、残りの部分についての御意見もいただきたいと。つまり、骨子のⅠ、Ⅱの部分、それからⅤの実効性確保の部分についてということになります。

骨子のⅠ、Ⅱについては、これまでも検討会議で御議論いただいた課題をまとめていくということで、先ほど森崎委員からも御発言がありました、そういうことかなと。

あと、Ⅴの実効性確保についても御意見をいただきたいというふうに思っております。

この検討会議の今後のスケジュールについては、これから次の議題で扱いますが、会議の取りまとめを数か月程度後ろ倒しにしている方向で進めたいと考えております。本日の会

議で議論を終結させる必要はございませんが、取りまとめに向けて、Vの実効性確保を中心に、全体についての御意見をいただければと思います。

何よりも、報告書のVのところでは書かれていること、こういう基本的な方向性というんですかね、その部分について御意見をいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

寺田委員、どうぞ。

【寺田委員】 よろしいですか、実効性のところで。これが私どもの本筋というか、これからやっていかなきゃいけないようなことなんですけど、正直ちょっと頭を抱えているところで、これから先、我々業界団体が、この出てきたものをどういう研修会をやって、どういうふうに周知をしていくのかというのが、正直、そのやり方とか中身とか含めて、本当に答えが出ないというか。

なので、細かいところまでは難しいのかもしれないですけど、どういうことをやっていくべきなのかといいますか、そういうような、例えば何か文化庁さんのほうで、そういうセミナーとか研修会みたいなものを主催されていくのか、それとも我々が民間ベースでそれぞれやっていくのか。何かやり方とかも。

それで、僕らがやり始めて、ほかの団体でやり始めて、言っていることが全く違ってきちゃうと、また、それはそれで、どっちが正解なんだみたいな話になりかねないので、何かこのある研修会とかいうことの中身とか方向性とかというのは、何かあるのかお伺いしたいんですけども。

【鎌田座長】 文化庁のほうで何か今の御質問に答えはありますか。

【中山基盤強化室専門官】 ありがとうございます。検討会議でもワーキングでも議論がりましたが、各分野で契約の中身が様々違うことが、まず大前提としてある中で、今回、共通的なところを議論してきたと思います。そういった観点でいうと、行政で主導的に統一的なものはなかなか厳しくて、まずは各団体や特定の分野といいますか範囲の中で、契約のルールづくりや適正化を分野全体で図っていく、その取組からしっかりやっていただくことが重要ではないかと今回の議論を通して思っているところです。

では文化庁では何もしないというわけではなく、ここにも書いておりますが、研修会の開催、こちらについてどういう制度設計をしていくかは、文化庁で考えていくことと思っております。まずはこの検討会議での成果物を活用しながら、契約のルールづくりや適正化という観点で研修会を開催する。その開催する形として、例えば、文化庁でやるのか、もしくはは

団体で率先的にやっていただけたところがあればそこに対してお願いしていくのかは、今後検討していく必要があると思っています。

【寺田委員】 ありがとうございます。なかなか我々だけでやっても、これはあなた方が勝手に考えていることですよ、となってしまうとなかなか周知しづらいところがあつて。

なので、省庁のほう、いわゆる国のほうとして、こういう方向性に行っているんですよというバックがないと、なかなか一従業員、従業員というかフリーランスの方々を含めてとか、うちの会員さんも含めてですけれども、こういったものを使ってくれなくなってしまうというところがあるので、何かそういった、今、中山さんがおっしゃっていただいたようなサポートをしていただけるとありがたいのかななんて思っています。

またおいおい御相談させていただきます。ありがとうございます。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

大和委員、どうですか。

【大和委員】 今、寺田さんがおっしゃったことと関連しますけれども、今回のガイドラインの検討で、いろいろ基準協のガイドラインとか、放送番組のガイドラインとか、いろいろ過去に作られてきた経緯があつて、この契約については多分、実情が仕事によって違う部分と、分野ごとに違う部分があることはあるんですけれども、実演家団体というのは発注者である場合と主催者、両方ある立場はあるんですけれども、この分野ではこういう考え方で、例えばこの文書の方向性、課題を踏まえた改善の方向性のところに、書面化の推進というのが書かれていて、現実的には契約書、いわゆる押印した形の契約書で結ばれていることは非常に少ないので、例えば確認書や発注書や依頼書みたいな、そういうことでやるというような場合の考え方を一緒に考えていくと。共通の、何らかのものを作ると。

その時に、一方だけで議論するのではなく、相互の検討の場を文化庁が音頭を取ってくれとか、そういうことがあると、例えば劇場関係の団体と実演家の団体とか、技術者の団体とフリーランスとか、何かそういう場をつくって、契約を促進するような方法論、こういう場合はどうか、本当に期間も短い、1日だけの仕事ばかりやっているような分野と、舞台だと2か月ぐらい拘束とか、長い拘束の場合があるので、そこら辺の考え方の整理をして、どうローカライズするかみたいな検討の場を関係団体が集まってやらないと、ちょっと進まないのかなと思っております、そういう場の設定というものがあつて、ある程度基本的考え方が整理されたところで講習会とかをやっつかないと、やみくもに解説しても、ちょっと大変だと思うんですよ、現場は。

何かそういう場づくりを一度やっていただくというようなことが必要なのかなというような気はしています。

【鎌田座長】 ありがとうございます。基本的な考え方を踏まえて、具体的に今おっしゃったような関係団体で議論するような場の設定とか、そういったようなことは、今後、予算とか他の省庁も含めて検討するということになるかと思うので、こういう御意見を承ったというようなことでよろしいですか。

ここの中の文書になかなか組みづらいかと思うんですけど。場の設定とか。

どうですか、文化庁さん。

【中山基盤強化室専門官】 今時点で「はい、します」とも言いづらいところではありませんが、逆にお聞きしたいのですが、検討会議の議論でもそうでしたけれども、分野横断的になると抽象度が上がっていき、個別分野でみていくと固有の内容として全然違う点が出てきてしまうと思うのですが、その中で、どういう関係者が集まって検討するのがいいのか、私としては今の時点では見えないところがあります。例えば、分野単位で発注者からフリーランスの方までがある程度顔が見える関係であれば、全体の合意を取っていける可能性はあると思いますが、他の分野も集まっての議論では、なかなか決まりづらいのではと思いますがいかがでしょうか。

【鎌田座長】 大和委員、どうですか。

【大和委員】 その区分けは、整理は必要で、どう臨むかというようなことは整理してから臨まないといけないかと思います。

先ほど申し上げた放送番組のときは、経団連と知財事務局が音頭を取ってやったという経緯があって、そこで関係者が全部テーブルについて、放送番組に関わる人たちが集まってガイドラインを固めたというような経緯がありますので、そこまで行くよりも、最低限こういう仕事のときはこういう様式で発注を出すとか、いつまでに出すとか、そういうことを、ある程度考え方を整理する必要があるのかなというふうに思っています。

だから、それを、先ほど言ったように分野でやるのか、仕事別にやるのか、これは見極めが必要かなと思って、でも、まだそこまでは想定はできてはいないんですけども。

【鎌田座長】 福井委員、どうぞ。関連してでしょうか。

【福井委員】 関連もします。ただ、それ以外のこともお話ししますので、後にしたほうがよろしければ後にしますけれど。

【鎌田座長】 いえいえ、どうぞ。

【福井委員】 では、3番の支援のところについて、今のお話にも関連してコメントを差し上げます。

見るにつけ、本当につくられたひな型や解説は大変な力作で、感謝するわけですが、それでもやはり、この内容等を見るにつけても、本丸は、先ほど寺田委員もおっしゃったとおり、この支援の部分だなというふうに思います。

その意味で、申し上げてきた契約力、契約を交渉し、また、例えば作り替えていくことができる力、その育成ということを随所に盛り込んでいただいていることに、大変感謝いたします。

にもかかわらず、今の記載のレベルのままでこの報告書が出てしまうと、それは非常に絵に描いた餅になってしまうだろうなというふうに思うところです。やはり具体が、皆さんのお話にもあるとおり、これをどう具体化していくかということが大事かなというふうに思います。

大和委員がおっしゃったとおり、この3項の冒頭にも「芸術家等」といったような言葉が書いてありますけれども、受注・発注というのは非常に二面性を持っています。例えば、文化庁さんのARTS for the future!の事業においても、一方においては受注する側であるフリーランス（個人）が、他のフリーランス（個人）に関して発注する側に立つなどということは、この世界では極めて一般的なことであり、つまり、我々は皆、受注者・発注者両方の立場に立っているという意識でこれを見るのが大事じゃないかなというふうに思います。

また同様に、この「芸術家等」という言葉も、いわゆる狭い意味でのアーティスト、あるいは実演家だけに限るものではなくて、プロデューサー、制作の位置づけをめぐっては、最近もネット等でちょっと議論が喚起されたところではありましたが、様々なクリエイティブスタッフ、そういう多様な個人が含まれ得るものだというふうに思います。

そういうことを、まずは言葉として、この二面性があるということは明確化したほうがいいんじゃないかということが1点目。

それからもう1点目として、これがただ単に、そういうことはどなたも意図はしていないと思うんですけど、関係者団体同士が話し合っ、じゃあ今後、契約はこうしようねという話をする。そういうことというのはもちろん大事ではありますが、少なくともそれだけでは、ここで話し合ってきた契約を結べる力を高めていこうということとはちょっと違う議論だろうなというふうに思うんです。

むしろ、立場を問わず、契約に関する様々な知識やノウハウが客観的に集約される場、そ

ういう教育の場が大事なんじゃないかというふうに思います。

「リスキリング」ということがキーワードになっていますけれども、例えば学校、大学、専門学校あるいは社会教育機関、そういう場所が、そういう知識の集約の場として、リスキリングの場として現場と連携していくこと、これはやはり大事ではないかな。今現状、その役割を十分果たしているかといえ、私自身も関わる者としてまだまだ不十分だという実感があるんですけども、でも、これを充実させていくべきではないか。

そうなったときに、たしかこの検討会で、そういう教育機関における教育の現状について、現状を把握するというお話もあったように思うんですが、これは、どういう予定で今後進めていかれるか、お伺いできればというふうに思ったのが2点目です。

最後に、実際の連携の在り方ですけども、例えば大学や大学院での単位認定をもっと柔軟にして、現場での経験が単位認定につながるとか、逆に現場から実務家教員が、こうした大学や大学院の場にもっともっと迎え入れられるとか、そういうような連携も考えられるんじゃないかなというふうに思いました。

私からは以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。今、御意見と御質問も両方あったと思うんですが、様々な契約等の周知、あるいはその知識を集約するという中で、現状の調査について、これは文化庁に宛てた質問ということでよろしいですかね、福井さん。

【福井委員】 はい、そうです。

【鎌田座長】 はい。どう考えておられるのかということの質問がありました。お願いしたいと思います。

【中山基盤強化室専門官】 福井委員から御指摘いただいた実態の調査の件については、文化庁で芸術系の大学や専門学校等での契約に関する教育の現状について調査することを検討しておりまして、準備を進めているところです。内容については、福井委員にも御相談をさせていただければと思いますが、近いうちに実施しまして、まず現状を把握するところから始めたいと考えております。

【鎌田座長】 福井委員、今のお答えですけども、何かコメントありますか。

【福井委員】 いえ、やはりまず現状を知ることが大事だと思いますので、それはよいことじゃないかなというふうに思いました。

【鎌田座長】 はい。あと、手を挙げておられる方がお二人いらっしゃるんですが、どちらが早いのかよく分からなかったんですが、森崎委員、じゃあお願いいたします。

【森崎委員】 ありがとうございます。ただいまの福井委員のお話にもありましたとおり、実は私も、特別加入労災の制度改正ができてから、俳優の働き方などに関して、各大学や専門学校などに呼ばれて講義をしております。卒論に書いてくれた学生さんもいらっしゃる、俳優の労働実態について、非常に優秀で丁寧なものを書いてくださいました。研修は有益なのではないかと実感しております。

また一方、安全・衛生の条項が盛り込まれておりますが、芸能従事者の安全・衛生対策に関して、特に受注側の実演家が、従前まで安全基準を持っていなかったことで、私ども労災特別加入団体として、フリーランスである加入者の安全基準の作成と、その実効性の確保に苦心しながら、研修を実施しております。ぜひこの点におきましては重点的に御考慮いただき、調査と研修と、その前提として、先ほども申し上げましたが、役務の解明の必要性を御提案申し上げます。

また、骨子のIV、取引の適正化の促進などの観点から契約において明確に記載すべき事項などの、1の(4)に安全・衛生が盛り込まれています。

この中に記載のある、「芸術家の自死、受注者の身体や精神的安全の確保、センシティブなシーンなどを実演する際の契約や精神的ケアの取組」に関して、具体的に実効性を確保するために、例えば、アメリカで発祥し、ヨーロッパやカナダなどに広まっているインテマシーコーディネート制度の導入促進や、もしくは専門カウンセラーによるメンタルケア、また復職ケア、ストレスチェックなど、文化芸術分野の産業医的なサポートや第三機関の設置が、このひな型及びガイドラインの実際的な補強になるのではと考えられます。ぜひ御検討いただければと思います。

【鎌田座長】 ありがとうございます。御意見として承ります。

何か今のことについてコメントはございますか、中山さん。いいですか。

お待たせいたしました。末吉先生、お願いいたします。

【末吉委員】 ありがとうございます。末吉でございます。まずは本ガイドライン、いろいろ難しいところもあったと思いますが、ここまでおまとめいただきましてありがとうございます。

私、先ほどの大和委員の御発言を聞いておまして、一つ意見を持ちましたので発言をお願いいたしました。

大和委員、昔のこともよく覚えておられます。私もそういう観点から、この実効性の確保が最も重要ではないかというふうに考えているところでございまして、なにかんづく支援、特



に研修会と相談窓口の設置、これは、ガイドラインができたならば、できるだけ早くやるべきではないか。

そのためには、ちょっとお願いなのですが、まずは、例えば大和委員が音頭を取る必要がある。つまり、幾つかの関係団体が手を挙げる必要がある。

幾つかの団体が手を挙げたら、例えば中山専門官のところへ相談に行くと。どういうふうに研修会をやりましょうか、どういうふうに相談窓口をやりましょうか。

そういうふうに、全体になりますと非常に多くの関係者がおられると思いますが、まずは、やってみようと思われる団体が手を挙げて、文化庁と共に動いていただきたい。

このエンフォースメントができれば、ガイドラインはもっともっといいものになるのではないかと、私個人的に思いますし、私のみならず、例えば福井先生、前田先生のような弁護士も、そういう動きがどんどん進展すれば、必ずや協力させていただくと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。力強いお話、ありがとうございます。

むちゃぶりかもしれませんが、大和委員、何かコメントございますか。

**【大和委員】** たしか末吉先生は放送ガイドラインの策定のときに参加されていたんですね。覚えておまして、本当に各関係者がテーブルに着いて議論して、あれは、こちら側から言うとあれなんですけど、放送事業者がネットで番組を使いたいという意図が大いにあるって、それで議論したという経緯があるかと思いますが、そういうのはなしにしても、文化庁がやるということは、実演家というか芸術家の立場に立って初めて考えるような機会ですので、これをぜひ進めるということは、組織的にやることについてはやぶさかでないんだろうと思っていますけれども。

またその節はいろいろ御協力いただければ。ぜひ文化庁も、先ほどの議論ですけど、御協力、そういう場をつくっていただきたいというふうに思っています。

**【鎌田座長】** ありがとうございます。本当に、せっかくここまで皆さんは集まってきて、いい方向に向かっているので、ぜひ私からも、さらに今後の御協力もいただければというふうに思います。

文化庁さん、そういう意味では御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

塚口さん、どうぞ。

**【塚口委員】** お話が締まりそうだったので、重なる形で、私もこの点に関しては申

上げたいと思います。この検討会議を文化庁の方が構築してくださり、参加させていただいて大変ありがたく思っております。

ここまでこのガイドライン、ひな型作成をリードしてくださった中で、実効性確保のための方策の項を読んだとき、突然現場に丸投げ感というのを、私は感じざるを得ないところが若干あります。今、皆さんからの御意見から、実効性確保の具体的な方策を今後検討いただくというようなこともあったと思うんですけれども、このガイドラインの中でも、文化庁の取り組みについてもう少し踏み込んだ形で記載等をしていただけないか。

せめて、この順番ですね、1、2、3。方策の中に、「団体事業者に期待される」、「芸術家に期待される」、それで「支援」となっているんですけれども、支援が一番先に来るべきではないか。むしろ支援じゃなくて施策であったりですとか、もう少し文化庁がリードしていく、牽引していくような、具体例があったりするようなことがいいのではないかと感じます。

また、団体や事業者等に期待される事項ということで、この背景としては、やっぱり権力勾配みたいなことがあると思うんです。業界団体の事業者等が連携というか中心となった研修で、果たして本当に適正な契約関係構築ができるのか、できているのか、いないのかをきちんと把握するのは誰か、適正な契約関係構築が実現できているか把握する仕組みが必要なのではないかと思っております。

なので、先ほど学術系の機関ということで、「客観的な」というようなところがありましたけれども、やはりその客観的な部分というのを、学術系の機関及び文化庁、行政の立場で見えていただくような必要があるのかなというふうに感じます。

なので、芸術家、2番のところ、ガイドラインの活用や研修会の参加というのは、誰がやる研修会なのかということにも、やはり交渉力が身につくのかどうかの肝になるのかなと思います。

フリーランスの方が入っている統括団体みたいなものがあるのかということで、自戒も含めて言いますが、私たちは制作者のネットワーク組織をしておりますけれども、やはりフリーランスだけではないんです。一部がフリーランスで構成されているところはありますが、フリーランスの意見を中心に捉えることを本当に網羅的にできるのかということ、検証する余地があるのではないのかなというふうに思います。

以上です。

**【鎌田座長】** どうもありがとうございます。

ほかにごありますか。どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 佐藤から一つお願いします。今回3つ、実効性確保のための方策として書かれており、文化庁に対して、実効性の施策として求めるところについては記載があります。しかし、私としては、文化庁以外の「各行政に期待される事項」というところも加筆していただきたいと思っております。

というのも、こちらのほうを見ますと、2ページ目に、独占禁止法、下請法の適用可能性、そして労働者と認定される場合については労働関係法令が適用されると書いております。やはり適正な契約関係を進めていく上で大事なことは、例えば、実演家が労働者と認められる場合には、厚生労働省が適切な対応をし、または活動実態の中で、発注者側に独占禁止法違反、下請法違反がある場合については、公正取引委員会、中小企業庁が適切な対応をすることであり、文化庁以外の各省庁に対しても、実務上、法律に基づいて、適切な対応をすることが強く求められてきます。

もちろん、教育支援は大事になりますけども、各行政機関が文化芸術分野の実務についてしっかりと勉強、研修をしていただいた上で、また意見交換等をした上で、実務を理解した上で、適切な処理をしていくというところが、教育支援と同様に重要ではないかなと、考えています。

一点、厳しいことを言いますと、第1回目については公正取引委員会が参加してございましたけども、それ以降、参加していません。出演契約について、独占禁止法等が適用される可能性があるにもかかわらず、検討会議に参加していないことは意識が低いと言わざるを得ず、各行政の意識についても、もう少ししっかりと高めていく必要があります。文化庁だけではなく各行政も、文化芸術分野における法律の適用可能性について検討を進め、適切に対応をしていくことが強く求められると私は考えています。

以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

今、私も皆様からの熱い思いをお聞きして、改めてこの文書を見て、1、2、3と、順番の御指摘もありましたけども、やはりこの実効性確保というのが非常に重要であるということの総論的な記述があったほうがいいんじゃないかなという気がします。

1、2、3でそれぞれ、団体あるいは芸術家に期待される事項、それから支援ということで、抽象的ながらも幾つか提言が書かれていますのですが、何よりも、今皆さんからいろいろとお聞きした限りでは、やはり実効性確保というのが本当に肝である、重要なものであるという

こと、これをまさに官民一体となって、この実効性を確保するために協力していくという、そういう、言わば宣言のようなものがここに書かれていると、皆さんの思いというのがより強く出てくるんじゃないか。

これだけだと、やっぱりその思いが少し薄く感じる。読むだけだとそういうふう感じたんです。なので、そのところは、このVの総論部分としてお書きいただいたほうがいいのではないかと、思うんですが、どうでしょうか。皆さんの御意見はそういうことかなというふうに思いましたので。

あと、細かな、幾つか御提言を含めて、いろいろな御意見、あるいは御提案をいただいたと思いますが、これは文化庁のほうで、運用・執行体制の整備もありますし、他の省庁との関係もありますので、そういうことを見計らいながら、必要に応じて、次回また御検討いただくつもりですけども、案をつくっていただくというふうにしたらいかがかなと思うのですが、どうでしょうか、そういうようなことで。よろしいですか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今日は本当に貴重な御意見をいろいろいただき、ありがとうございました。

まず、骨子案のⅢの改善の方向性と、Ⅳの契約において明確にすべき事項、及び別添のひな型、解説については、非常に多くの御意見をいただきました。

とりわけ、不可抗力についての報酬支払いの部分については、案の1、案の2ということで御意見をいただきましたが、なお、ここでさらに検討を加えるということで、今日のところはペンディングというふうにしたいと思いますが、そのほか、いろいろな御意見をいただきまして、それらを参考にして、さらに案を練っていきたいというふうに思いますけれども、私の感じとしては、おおむね今御意見いただいた部分については、もちろん私と事務局、あるいはワーキンググループの委員の皆様と、メールになるのか会議になるのかちょっと分かりませんが、御議論して成案をまとめていくということで、大筋では皆さん、こういう方向でいいのではないかと、そういう感じを持っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。この条項を削れとか、この条項がなきゃ駄目だということでもなかったように。もちろん御検討、これから個々の皆さんの御意見を私なりに、あるいは事務局も含めて検討した上で修正をしていきたいと思いますが、今日のところはそういうふうなことでよろしいですか。ありがとうございます。

次の議題は今後のスケジュールについてですけども、これについては事務局から御提案をお願いいたします。

【中山基盤強化室専門官】 今後のスケジュールについて、資料4を御覧ください。検討会議の今後のスケジュール案について御説明をさせていただきます。

委員の皆様には事前に御相談をさせていただいておりましたが、前回の第3回の検討会議において3月までにまとめるべきか否かなど様々な御意見をいただいたところです。また、その後に開催しました合同ワーキングにおいても、検討、調整にもう少し時間を要するので、もう少しワーキングを開催して検討するべきではないかという御意見もございましたし、重要な取組でもありますので、パブリックコメントの実施も含めて外部からの意見を聞くべきではないかという御意見もいただいたところでございます。

これらのご意見を踏まえ、鎌田座長とも御相談いたしまして、全体のスケジュールを数か月程度後ろ倒しする方向で見直しをしております。

具体的などころでございますけれども、本日28日、検討会議、そして4月から5月頃に第5回の検討会議、5月から6月頃にパブリックコメントを実施し、6月から7月頃に最後の検討会、そこで取りまとめて公表するというスケジュールで進めていきたいと考えております。

なお、※印で書いてありますが、ワーキンググループについては必要に応じて開催をすることを考えております。

私からは以上になります。よろしく願いいたします。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

それでは、今提案いたしましたスケジュール感でよろしいでしょうか。皆さんにはもう少しお付き合いいただきたいということで、よろしく願いしたいと思います。

議事については以上となりますが、4、その他として、事務局から今後の進め方等についての御説明をお願いしたいと思います。

【中山基盤強化室専門官】 今後の進め方ですけれども、先ほど鎌田座長からもお話がございましたが、今回いただいた御意見を踏まえまして、取りまとめの案を作成していきたいと考えております。御意見を踏まえて修正したものについて、次回の検討会議で引き続き御議論いただく形で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【鎌田座長】 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。どうぞ。

【中山基盤強化室専門官】 鎌田座長、本日も進行どうもありがとうございました。また、委員の皆様も活発に御議論、御意見いただきましてありがとうございました。なるべくいい

ものをつくっていきたいと考えておりますので、今後も引き続きよろしくお願ひいたします。次回の日程については、また日程調整をさせていただいて、改めてお知らせをさせていただきます。本日の会議、本当にどうもありがとうございました。

【鎌田座長】 どうも本当にありがとうございました。

— 了 —